

# 第2四半期報告書の訂正報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した第2四半期報告書の訂正報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社東日本銀行

(E03642)

# 目 次

【表紙】	1
1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】	2
2 【訂正事項】	2
3 【訂正箇所】	2
第一部 【企業情報】	2
第4 【経理の状況】	2
1 【中間連結財務諸表】	2
【注記事項】	2
3 【中間財務諸表】	3
【注記事項】	3

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月12日

【四半期会計期間】 第148期第2四半期(自平成25年7月1日至平成25年9月30日)

【会社名】 株式会社東日本銀行

【英訳名】 The Higashi-Nippon Bank, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役頭取 石井道遠

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋3丁目11番2号

【電話番号】 03(3273)6221(大代表)

【事務連絡者氏名】 参与財務部長 小室満

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋3丁目11番2号

【電話番号】 03(3273)6221(大代表)

【事務連絡者氏名】 参与財務部長 小室満

【縦覧に供する場所】 株式会社東日本銀行 水戸支店  
(茨城県水戸市泉町2丁目3番2号)  
株式会社東日本銀行 松戸支店  
(千葉県松戸市稔台7丁目2番地の2)  
株式会社東日本銀行 横浜支店  
(神奈川県横浜市中区曙町1丁目5番地)  
株式会社東日本銀行 与野支店  
(埼玉県さいたま市浦和区上木崎2丁目2番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年11月13日に提出いたしました第148期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）四半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 経理の状況

1 中間連結財務諸表

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

3 中間財務諸表

注記事項

（中間貸借対照表関係）

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第4【経理の状況】

1【中間連結財務諸表】

【注記事項】

（中間連結貸借対照表関係）

（訂正前）

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	54,228百万円	57,721百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	46,394百万円	50,139百万円

<略>

（訂正後）

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	59,274百万円	63,238百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	49,229百万円	53,956百万円

<略>

### 3【中間財務諸表】

#### 【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

(訂正前)

※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	<u>49,668</u> 百万円	<u>53,312</u> 百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	<u>46,236</u> 百万円	<u>49,718</u> 百万円
<略>		

(訂正後)

※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	<u>54,715</u> 百万円	<u>58,829</u> 百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	<u>49,070</u> 百万円	<u>53,535</u> 百万円
<略>		